



産業用 ロボット 特別教育 教示等 檢査等

WARNING! WARNING! WARNING! WARNING! WARNING! WARNING!

法令でロボットを操作するには

特別教育が必須

※柵外で作業の監視人等も含む
と定められています

産業用ロボットを検査・修理・調整・結果の確認等をする及び
それに共同して機器の操作を行う場合は、業務に関わる^{※1}
全ての作業員が厚生労働省が定めた教育を修了することが
義務^{※2}付けられています。

※1労働安全衛生規則36条31号(特別教育を必要とする業務)より
※2労働安全衛生法59条3号(安全衛生教育)より



作業者を守るために受講を！

※該当業務にかかる従業員に特別教育を受けさせていない場合、労働者・事業者共に罰則が科されます。

当社が選ばれる3つのポイント

1. 1か月前までのご予約で平日・祝日いつでも受講可能

※直近でも開講可能な場合がございます。お気軽にお問い合わせください

2. 不二越・安川・ダイヘン・ファナックのロボットが操作可能

※ご希望メーカーがあれば事前にご相談ください

3. 教示等と検査等2種の特別教育が同時に修了できる

使用ロボット機種



不二越 MC20-FD11



ダイヘン FD-A20



安川 GP7-YRC1000



ファナック 7-7D/50iA

受講料について

3日間(19時間) ¥40,000(税別)

※1名様当たりの費用となります

※最小催行人数:2名 最大催行人数:9名

※全日程修了後「特別教育修了証」を発行

※受講テキスト及び修了証発行代を含みます



実施スケジュールについて

| 分類 | 時間 | 受講内容 |
|----|-----|----------------------|
| 学科 | 4時間 | 産業用ロボットに関する知識 |
| | 4時間 | 産業用ロボットの教示等の作業に関する知識 |
| | 4時間 | 産業用ロボットの検査等の作業に関する知識 |
| | 1時間 | 関係法令 |
| 実技 | 1時間 | 産業用ロボットの操作方法 |
| | 2時間 | 産業用ロボットの教示等の作業の作業方法 |
| | 3時間 | 産業用ロボットの検査等の作業の作業方法 |

受講会場について

住所:愛知県豊明市栄町三ツ池下77-2

・お車でお越しの場合

名古屋高速道路“大高IC”・“豊明IC”より約10分

・公共交通機関でお越しの方

名古屋鉄道“前後駅”より徒歩約15分



お問い合わせ

株式会社タック 豊明センター

TEL :080-2653-5677(小田) 052-441-2255(代表番号)

mail :education@robo-tac.co.jp

HPはこちら



※受講写真については現在の開講施設ではありません